

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
宇都宮市	石井地区	令和3年3月29日	令和5年9月29日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	265 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	206 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	122 ha
i　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	37 ha
ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	19 ha
④地区内において今後中心経営体及び農地の守り手・支え手が新たに耕作する意向のある面積の合計	54 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

70歳以上の農業者の耕作面積が地域の46%を占め、また、そのうち後継者のいる耕作面積は54%であり、後継者不足が課題となっている。中心経営体だけでは賄えないため、新たな担い手による農地の引き受けを検討する必要がある。

<古城内・岡集落>

・河川（山下川）が未整備で、台風や大雨時に氾濫しており、水稻に被害が発生している。

<古城内・西組・久保田集落>

・道路に面した水田について、法面が広く、高齢者には草刈りが負担となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化等に関する方針

<地区全体>

中心経営体及び農地の守り手・支え手と併せて小規模農業者のうち規模拡大志向農業者にも集積を進め、地域の農地全体における営農継続を図る。

また、担いきれない農地は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

<古城内・岡集落>

山下川の水害対策に取り組むためにも、河川整備と一体的に、圃場整備などの生産基盤の整備を促進しながら、集積・集約化を図る。

<古城内・西組・久保田集落>

道路に接する法面の草刈りについて、耕作者の負担を軽減させるため、多面的機能支払交付金の組織を活用し、共同活動に取り組む。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		計画		備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
認就		—	—	なす, にんじん	0.7 ha	
認農		水稻	1.2 ha	水稻	4.0 ha	他地区あり
認農		水稻	10.0 ha	水稻	12.0 ha	他地区あり
認農		水稻, 麦	8.0 ha	水稻, 麦	29.0 ha	
認農		水稻, 麦	13.0 ha	水稻, 麦	13.0 ha	
認農		水稻, 麦	12.0 ha	水稻, 麦	15.0 ha	
認就		—	—	野菜	3.4 ha	
認就		—	—	里芋	0.3 ha	
認農		水稻, 麦	3.8 ha	水稻, 麦	5.0 ha	
認就		苺	0.2 ha	苺	0.3 ha	
認農		水稻, きゅうり	2.7 ha	水稻, きゅうり	2.7 ha	
認農		水稻, 麦	1.2 ha	水稻, 麦	1.2 ha	他地区あり
認農		水稻	2.2 ha	水稻	10.0 ha	
集		麦	10.0 ha	麦	10.0 ha	他地区あり
集		麦	4.0 ha	麦	8.0 ha	
認農		水稻	3.6 ha	水稻	3.6 ha	
認農		水稻	2.0 ha	水稻	2.0 ha	他地区あり
認農		水稻, 麦	10.0 ha	水稻, 麦	15.0 ha	
計	18 人		83.9 ha		135.2 ha	

農地の守り手・支え手

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		計画		備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	
		水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	
		水稻	3.0 ha	水稻	3.0 ha	
		水稻	3.3 ha	水稻	3.7 ha	
認農		水稻, 麦	11.0 ha	水稻, 麦	11.0 ha	
認農		水稻, 麦	8.7 ha	水稻, 麦	6.7 ha	
認農		水稻, 麦	8.7 ha	水稻, 麦	10.0 ha	
		水稻	3.5 ha	水稻	6.0 ha	
		水稻	3.0 ha	水稻	3.0 ha	
		水稻	6.0 ha	水稻	6.0 ha	
		—	—	なす, スイカ, 果樹	0.5 ha	他地区あり
計	10 人		48.4 ha		51.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、積極的に農地を機構に貸し付け、機構を通じて、中心経営体や農地の守り手・支え手への農地の集積、担い手同士の耕作地の交換等による農地の集約化に取り組む。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るとともに、新たな担い手を確保するため、また、水害防止のため、農地の大区画化等農地耕作条件改善事業をはじめとした圃場整備事業について検討していく。

耕作放棄地防止対策の取組方針

農業委員会と連携し、農地パトロール等により耕作放棄地の発生を未然に防止する。